

- 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)申請書(請求書)」と一緒に提出してください。
- 申請者と生計を同じくする扶養義務者などの方がいる場合は、その方の前々年の年間収入額も勘案して支給を決定しますので、「簡易な収入額の申立書(扶養義務者等用)」も併せて提出してください。
- 下記にある③の【要件】を満たす場合に支給の対象となります。

- 1 【要件】に該当しています。
- 2 収入額が分かる書類(課税証明書や年金額改定通知書等)を提出します。
- 3 本申立の内容に相違ありません。

私は、上記内容を承諾のうえ、必要な書類を添えて申し立てます。

フリガナ		性別	生年月日		
氏名		男・女	昭和 平成	年	月 日

①収入額 【申請者の前々年(平成31年1月～令和元年12月)の年間収入の内訳をご記入ください】							
※年間の額をご記入ください。							
	金額					円	注意事項
養育費【A】						円	※養育費の支給を受けている場合にご記入ください。
給与収入【B】						円	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※令和2年1月1日に福島市外に住居登録があった方は、所得課税証明書(令和2年度分)を添付してください。
事業収入又は不動産収入【C】						円	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※令和2年1月1日に福島市外に住居登録があった方は、所得課税証明書(令和2年度分)を添付してください。
年金相当収入【D】 (a-b)						円	※「年金収入【a】-児童扶養手当相当額【b】」で計算した額をご記入ください。
年金収入【a】						円	※公的年金収入がある場合にご記入ください。 ※遺族に対して支給されるものも含まれます。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。
児童扶養手当相当額【b】						円	※遺族年金・障害年金などの非課税の年金等を有する場合、児童扶養手当相当額早見表を確認いただき、該当する金額をご記入ください。

※上記以外の収入については記載不要です。

※児童扶養手当相当額早見表(年額)

令和元年12月31日時点での児童数	支給額(年額)	※参考(月額)
児童0人	0円	0円
児童1人	122,160円	10,180円
児童2人	183,360円	15,280円
児童3人	220,080円	18,340円
児童4人	256,800円	21,400円

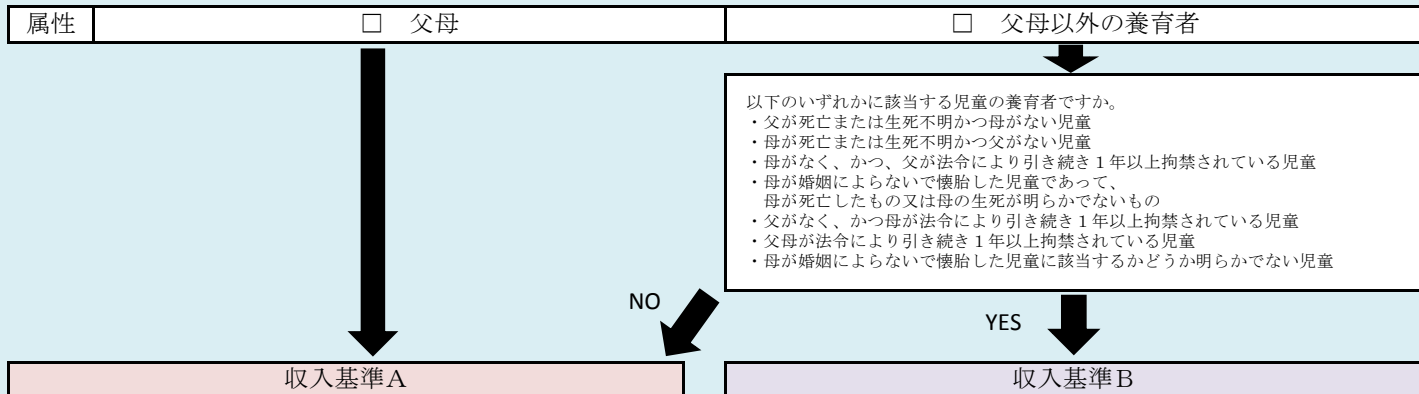
※5人以上いる場合は、1人増えるごとに36,720円(年額)を加算してください。

②前々年(平成31年1月～令和元年12月)の年間収入の合計額をご記入ください。							
年間収入額 (A+B+C+D)						円	※①の収入額の合計額をご記入ください。

(次ページに続きます。)

③要件に該当するか確認してください。

(1) 以下のフローチャートにより、収入基準を選択してください。



(2) 申請者が生計を同じくし養っている親族（児童含む）または養っている親族以外の児童（令和元年12月31日時点で扶養を行っている者）の氏名をご記入ください。【☆】

収入基準Aの方			
	フリガナ 氏名	該当する場合は◎または○	
		16歳以上23歳 未満の親族 (◎)	70歳以上の 親族、配偶者 (○)
1			
2			
3			
4			
5			
6			

収入基準Bの方		
	フリガナ 氏名	該当する場合は○
		70歳以上（配偶者以外） の親族
1		
2		
3		
4		
5		
6		

(3) (2) でご記入いただいた方の人数にチェックをしてください。

(2) の人数にチェックしてください。		基準額
✓	人数	
	0人	3,114,000円
	1人	3,650,000円
	2人	4,125,000円
	3人	4,600,000円
	4人	5,075,000円
	5人	5,550,000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額をご記入ください。

(2) の人数にチェックしてください。		基準額
✓	人数	
	0人	3,725,000円
	1人	4,200,000円
	2人	4,675,000円
	3人	5,150,000円
	4人	5,625,000円
	5人	6,100,000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額をご記入ください。

(4) 要件に該当するかの計算をおこなってください。

i (3) で選択した基準額	円
ii (2) の◎の数×150,000円	円
iii (2) の○の数×100,000円	円
収入基準額 (i + ii + iii)	円
年間収入額 (表面の②)	円

i (3) で選択した基準額	円
ii (2) の○の数×60,000円	円
(○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算)	
収入基準額 (i + ii)	円
年間収入額 (表面の②)	円

→【要件】②の年間収入額が収入基準額を下回っていること。

※【要件】を満たさない場合でも、「簡易な所得額の申立書」の要件を満たすことにより支給の対象となる場合がありますので、福島市子ども政策課までお問い合わせください。